国立大学法人群馬大学教職員懲戒規則

平成16．4．1　制定
改正　平成20．4．1
平成27．4．1

（目　的）
第１条　この規則は，国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第45条第２項の規定に基づき，国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員の懲戒に関する事項を定めることを目的とする。
【一部改正】（20.4.1）

（懲戒の原則）
第２条　懲戒処分は，役員会の審査を経て，学長が教職員に懲戒処分書を交付して行う。
２　懲戒処分は，同一の非違行為に対して，重ねて行うことはできない。
【一部改正】（27.4.1追加）

（懲戒の手続）
第３条　教職員に，就業規則第44条に規定する懲戒の事由に該当すると認められる非違行為があった場合には，懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行い，結果を学長に報告するものとする。
２　委員会は，案件ごとに次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）学長が指名した理事
（２）総務部長
（３）その他学長が指名する者　若干人
３　委員会に委員長を置き，前項第１号の委員をもって充てる。
４　審査の対象となる教職員には，書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
５　委員会は，必要があると認める場合には，参考人の出席を求め，又はその意見を徴することができる。
６　前条第１項の懲戒処分書の交付を行う際に，これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては，その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第２項に定める方法によって公示することにより，懲戒処分の意思表示を行う。この場合には，民法第98条第２項の規定により，公示された日から２週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。
７　懲戒の効力は，懲戒処分書を教職員に交付したときに発生する。ただし，教職員が受け取り拒否等により，懲戒処分書を交付できない正当な理由がある場合には，郵便法（昭和22年法律第165号）の規定による内容証明及び書留の方法により郵送するものとし，配達された時に交付があったものとみなす。
８　教授，准教授，講師及び助教に対する審査は，第１項から第３項までの規定にかかわ

らず，執行役員会議が行う。

【一部改正】(20.4.1/27.4.1)

（再採用者の懲戒処分）

第４条　教職員が退職し，再び教職員に採用された場合において，当該退職前の在職期間中に就業規則第44条各号のいずれかに該当した場合には，これに対し同規則第45条第１項各号に規定する懲戒処分を行うことができる。

【一部改正】(27.4.1)

（審査中に退職した者の措置）

第５条　この規則により，審査の対象となっている教職員が退職し，又は解雇された場合には，当該非違行為についてこの規則により審査を行い，就業規則第45条第１項各号の規定に相当する量定を認定することがある。

２　前項の手続について，案件の性質により適当と認める場合には，第３条における懲戒の手続を一部変更することができる。

【一部改正】(27.4.1追加)

（退職した者又は解雇された者の在職中の非違行為に対する措置）

第６条　教職員が退職し，又は解雇された後において，その在職中に非違行為があったことが判明した場合には，当該退職又は解雇の日から５年（死亡により退職した者にあっては１年）以内に限り，当該非違行為についてこの規則により審査を行い，就業規則第45条第１項各号の規定に相当する量定を認定することがある。

２　前項の手続について，案件の性質により適当と認める場合には，第３条における懲戒の手続を一部変更することができる。

【一部改正】(27.4.1追加)

（停　職）

第７条　停職者は，教職員としての身分を保有するが，その職務に従事しない。また，停職者には，停職期間中給与は支給しない。

（減　給）

第８条　減給は，懲戒の効力が発生した日の直後の給与の支給日に支給される給与から減ずるものとする。

（期間の計算）

第９条　停職の期間の計算は，暦日計算による。

２　停職の期間の起算日は，処分の効力発生日の翌日とする。

（処分の通知）

第10条　国等の職員又は役員から人事交流により採用している教職員について，懲戒処分

を行った場合には，本学に採用される以前に在職していた機関の長に，その旨を通知するものとする。

【一部改正】(27.4.1)

（刑事裁判との関係）

第11条　懲戒に付せられるべき事由が，刑事事件として裁判所に係属する間においても，同一事件について適宜に懲戒手続を進めることができる。

（懲戒処分の概要の公表）

第12条　懲戒処分を行った場合においては，国立大学法人群馬大学における懲戒処分の公表基準に基づき公表することがある。

（雑　則）

第13条　この規則に定めるもののほか，教職員の懲戒に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

2　国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第４条の規定により本学の教職員となった者が，本学の成立の日前に国家公務員法第82条第１項各号に規定する事由に該当していた場合で，就業規則第44条各号と同様の事由に該当し，まだ処分を受けていないときは，本学の教職員として処分を行う。

附　則

この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

2　この規則施行の日前から教育研究評議会で審査が行われているものについては，なお従前の例による。